役員及び評議員の報酬等に関する規定

社会福祉法人　恵祥福祉会

社会福祉法人恵祥福祉会の役員及び評議員の

報酬等に関する規定

（目的及び異議）

1. この規程は、社会福祉法人恵祥福祉会（以下「この法人」という。）

　　の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に

関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

1. この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め

　　るところによる。

1. 役員とは、理事及び監事をいう。
2. 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
3. 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上

の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

1. 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であっ

て、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

1. 役員及び評議員は、定款第８条及び第21条に定めるとおり無報酬と

する。

（費用弁償の支給）

1. この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した

　　費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また

　　前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

２　役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員

　　出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（公　表）

1. この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の２第1項第２

　　号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

1. この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補　足）

1. この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て

　　、別に定めるものとする。

　附　則

この規程は、平成　年　月　日から施行する。